

石巻市勤労者生活安定資金 融資の御案内

石巻市では、東北労働金庫と提携して中小企業に勤務する方に、生活安定確保のための資金を融資しております。

(令和7年4月1日現在)

●融資対象者

市内に1か月以上住所を有する中小企業^(※1)の勤労者又は市内の同一企業に引き続き1か月以上勤務している^(※2)中小企業の勤労者で東北労働金庫の定める資格を有する方^(※3)〔裏面参照〕
(同一企業の勤務期間が1年未満の場合は、前勤務先への勤務実績が1年以上ある方。また、
移住定住支援資金は、東北6県以外からの移住で、移住後1年以内の方。)

●資金用途及び融資条件

	資金用途	貸付利率	融資額	償還期間
生活資金	勤労者及び同一世帯員(別居の被扶養者を含む。)の婚姻、葬祭、住居移転、住宅修理その他生活の安定のために必要な資金(旅行、趣味、家電等の物品購入、家具等の耐久消費財購入の費用)	2.75%		
教育資金	勤労者及び同一世帯員(別居の被扶養者を含む。)の学校等への入学又は在学その他教育に関する必要な資金(書籍購入、塾、家庭教師、予備校、仕送り、居住(マンション、アパート、下宿等の敷金、礼金、家賃、水道光熱費)、留学、講座受講、通信教育、資格取得の費用)	1.45%		15年以内
福祉資金	勤労者及び同一世帯員(別居の被扶養者を含む。)の出産、育児、療養、介護、災害復旧及び育児休業又は介護休業中の生活に必要な資金	1.25%	各資金 300万円 以内	※償還期間内に教育資金は5年以内、 福祉資金は1年以内の 据置期間を 設けること ができます
自動車資金	勤労者及び同一世帯員(別居の被扶養者を含む。)の通勤に供する自動車の購入その他通勤に供する自動車に関する必要な資金(車検、修理、保険、自動車運転免許取得、自動車に関する備品(カーナビゲーション、カーオーディオ、タイヤ、ホイール等)購入の費用)	1.65%		
移住定住 支援資金	勤労者の市内への移住に係る住宅取得、家電等の物品や家具等の耐久消費資材及び通勤に供する自動車の購入に必要な資金	1.25%		
空き家対策 支援資金	勤労者及び同一世帯員(別居の被扶養者を含む。)の市内に所有する空き家に係る改築、修繕、解体、植栽及び家財等の処分に必要な資金(事業性のあるものを除く)	1.25%		

対象とならないもの：借金の返済、日常の生活費等

●申込先(取扱金融機関)

東北労働金庫石巻支店(☎0225-22-3355)

(裏面もご覧ください)

●必要書類

- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・収入確認書類（源泉徴収票、住民税課税決定通知書、所得証明書等）
- ・勤務先・勤続年数確認書類（在籍証明書等）
- ・使いみち確認書類（資金用途により異なりますので東北労働金庫石巻支店（☎0225-22-3355）にご確認ください。）
- ・その他資金用途により上記以外の書類が必要となる場合があります。

●担保・保証

担保は不要です。原則として東北労働金庫指定の保証機関を利用していただきます。
保証料は不要です。

○融資対象者の条件について

※1 「中小企業」とは

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合又は有限責任事業組合は該当しません。

※2 「引き続き1か月以上勤務している」とは

- ・正社員、派遣社員、契約社員で、引き続き1か月以上勤務している方が該当します。
(アルバイトは非該当)

※3 「東北労働金庫の定める資格を有する方」とは

- ・申込時の年齢が満18歳以上の方
- ・完済時の年齢が満81歳未満の方
- ・原則前年の税込み年収が150万円以上の方
- ・東北労働金庫の審査基準を満たす方

《利子補給制度》

石巻市勤労者生活安定資金融資制度をご利用いただく方に、(一社)宮城県労働者福祉資産協会より支払い利子の一部が補給される制度があります。

詳しくは東北労働金庫石巻支店（☎0225-22-3355）にご確認ください。

お問い合わせ先

東北労働金庫石巻支店（☎0225-22-3355）

石巻市産業部商工課（☎0225-95-1111 内線3525）